

News Letter

Vol.
44



平成23(2011)年4月1日 明石市犯罪被害者等の支援に関する
条例(現 明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例)施行
写真: 県立明石公園から街並み(明石駅方面)を望む

CONTENTS

- | | | | |
|----------------------|---------|---------------|------|
| ◆ご挨拶 | P.2 | ◆身近にできる社会貢献活動 | P.16 |
| ◆ひょうご被害者支援センターシンポジウム | P.3~13 | ◆編集後記 | P.16 |
| ◆広報啓発活動 | P.14~15 | | |



ひょうご被害者

検索



ご挨拶



ひょうご被害者支援センター 理事長 井 関 勇 司

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、当センターの活動に深いご理解、ご協力に加え、温かいご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、昨年11月に開催しましたシンポジウムでは、「被害者支援の足跡と裁判記録の廃棄」をテーマに、神戸須磨児童連続殺傷事件における被害者代理人と被害者遺族の28年間の歩みを振り返りました。また、当該事件をはじめ全国で多くの裁判記録が廃棄されたことを踏まえ、講演や鼎談を行いました。裁判記録の意義やその活用等について、被害者支援の観点からあらためて理解を深める場になったのではないのでしょうか。

私自身がシンポジウムで講演するにあたり、被害者支援に関わる契機となったこの事件から今日までをあらためて顧みることになりました。

被害者への支援は当時に比べ、現在は、法律や制度の改正等により充実した点は少なくありませんが、被害者支援に関する国の予算や組織体制はまだ不十分と言わざるを得ず、さらなる拡充が求められます。

被害者支援のニーズが高まる中、当センターとしては、関係機関と連携し、国等に必要な提言を行うとともに、引き続き被害者に寄り添った途切れない支援に努めてまいります。

被害者支援に終わりはありません。今後も変わらぬご理解、ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。



ひょうご被害者支援センター 事務局長 遠 藤 えりな

日頃は当センターの活動にご理解ご支援を賜りありがとうございます。

今年度のシンポジウムでは、これまでの被害者支援の歩みを振り返ることができました。何もなかった頃に比べたら、できなかったことができるようになったり、足りなかったところが充足されたり、と社会全体での被害者支援は進んできているのだな、と思えます。

一方、被害者お一人お一人が大変な状況になるということは、28年前も今も変わらない、それは、今後どんなに支援の体制が整ったとしても、変わらないと思います。

被害者支援に携わる者としての姿勢を、これまでの歩みの中から学び、これからは生かしていく、ということを経験で得ることができたと感じています。

これからも、皆様のお力を頂きながら、活動を続けて参ります。どうぞよろしくお願いいたしません。

令和7年度 公益社団法人

ひょうご被害者支援センター シンポジウム

～被害者支援の足跡と裁判記録の廃棄～

日 時：令和7年11月1日（土）

会 場：県立のじぎく会館 大ホール



第1部 被害者支援の足跡をたどる

〈講演①〉 「須磨事件の被害者代理人の歩み」

いせき ゆうじ
井関 勇司

(ひょうご被害者支援センター理事長・弁護士)

〈講演②〉 「被害者支援弁護士と歩んだ28年」

はせ まちる
土師 守

(ひょうご被害者支援センター理事)

第2部 裁判記録の廃棄を考える

〈講演〉 「生きた証し — 失われた事件記録」

つるみ しんいちろう
霍見 真一郎 氏

(神戸新聞 報道部デスク兼論説委員)

〈鼎談〉 つるみ しんいちろう 氏 ・ いせき ゆうじ ・ はせ まちる 霍見 真一郎 氏 ・ 井関 勇司 ・ 土師 守

コーディネーター：いせき よしたか
家木 祥孝

(ひょうご被害者支援センター理事・弁護士)

〈講演①〉「須磨事件の被害者代理人の歩み」

井関 勇司 (ひょうご被害者支援センター理事長・弁護士)

神戸連続児童殺傷事件（須磨事件）は1997年3月と5月に発生した。酒鬼薔薇聖斗（サカキバラセイ斗）を名乗る少年A（当時14歳（中3））が、小6の土師淳君の首を絞め、小4女児の頭を金槌で殴っていずれも死亡させ、小3女児を小刀で刺して重傷を負わせるなどした。

「どうやったら人は殺せるか」と3つの凶器での殺害を試み、さらに神戸新聞社に犯行声明を送った、前代未聞の事件だった。

私の事務所に淳君のご両親が相談に来られたのは、その年の8月。お母さんの「元の生活に早く戻してほしい」という言葉が今も記憶に残っている。人間の仕業とは思えぬ残虐な事件。しかも少年Aは近所に住んでいた。被害が少しでも回復するようどう支援するか、1週間考え、被害者代理人を引き受けた。

少年の処罰は、刑法では14歳未満は不可罰。14歳の少年Aは刑法上処罰できても、少年法では当時16歳未満は刑事事件にならず、最高で20歳ぐらいまでの少年院送致程度とみられた。

何よりハードルが高かったのが、少年事件は一切非公開で、事件や処罰について何にも教えてくれない。裁判所に言わせれば、被害者は利害関係人に過ぎないということだ。

まず、事実関係を知ること。そこから取りかかった。淳君はなぜ殺されなければならなかったのか、遺族が一番知りたいことだ。少年Aは警察、検察庁での取り調べ後、家庭裁判所に送致される。そこで家裁の担当裁判官に記録（警察の捜



査記録、検事調書、家裁調査官の社会記録など）の閲覧を要請したが、「少年Aの付添人（弁護士）が反対している」との理由で断られた。審判廷での意見陳述も拒否されたが、交渉の末、審判の日には遺族の話を判事室で聞いてもらった。

その年の10月、審判の決定（裁判における判決）で医療少年院送致が決まったが、遺族に何の連絡もない。担当裁判官がマスコミに配った審判決定の要旨が報道されたことで知った。あまりに理不尽だ。

その後、民事裁判を提起することを理由に記録の閲覧を申請し、代理人だけ許可された。中井久夫・山口直彦両先生による精神鑑定書を読んだ。少年Aは精神障害ではなくて「行為障害」（社会規範や規則を大きく逸脱した反社会的行動）と書かれていた。

ひどかったのはマスコミ取材による2次被害、メディアスクラムだ。プライバシー侵害が起きた。土師さんの自宅マンションを取り囲み、インターホンや電話は鳴りっぱなし。窓越しに撮影しようとするからカーテンも開けられず、外出もできな

い。マスコミ関係者が知人と称して電話してきたり、僧侶と名乗ってお参りしたいと家に入ろうとしたりする。さらには、淳君のお兄さんを追いかけ回した。

また、少年Aは名前も顔も報道されないが、被害者の淳君は名前も顔も、さらに遺族も連日のように報道される。こんな不公平はない。被害者に人権はないのか。諸外国はこの逆だ。

代理人としてマスコミ対策をどうするか。当然、遺族は当初取材拒否で、沈黙はよくないと考え、代理人の私に対応したが、さらに、遺族コメントをペーパーで出すようにした。

翌年10月、民事裁判を提起した。「少年審判で少年院送致されたのは、刑事処罰を受けたわけではない。これは非行事実であって犯罪事実ではない。刑事処分は受けてはいない。何とかしてほしい」という遺族の強い意向があった。

淳君は事件当時小学6年生。これだけの大事件で逸失利益、慰謝料などもあって1億円を請求した。民事裁判で相手が争ったら証拠請求できて、記録開示を要求できたかもしれない。少年Aを本人尋問に呼べたかもしれない。しかし少年A側は請求を認めたので証拠不要となって記録開示もできなかった。

裁判は「少年Aに法的責任がある」とのお墨付きをもらうことが目的だった。裁判官3人が全額認めてくれたが、少年A側からお金を取れないのでお金の問題ではなかった。

さらに、精神鑑定医の病院から記録が紛失した。その後、少年Aの検事調書をジャーナリストの立花隆氏が入手し、事件翌年の3月ごろ、文藝春秋に掲載したため抗議した。さらに7年後、文藝春秋は審判の決定の全文を掲載した。担当裁判官が、退職後、文藝春秋に提供したということだった。

さて、ここに、淳君の父、土師守さんが書いた

「淳」という本がある。当時、多くのマスコミから土師さんへの取材申し込みがあったが、断った。私は淳君のことを書くなら土師さんが書くべきと思っていた。

そうだ、本を出そう——。土師さんに尋ねると日記帳があった。涙なくしては読めない。新潮社に出版を持ちかけ、出版にこぎ着けた。当時、編集作業にかかわった一人、門田隆将さんは後日、「自分がノンフィクション作家になったのは、この出版がきっかけだった」と話してくれたことがある。

出版した趣旨は被害者支援だ。悲惨な体験をした被害者遺族の心が張り裂けんばかりの精神的状態を、声に出して世に訴え、皆さんに分かってもらいたい。手記の発表は、遺族の精神的苦痛を少しでも癒やすことにもつながると思った。発行部数は40～50万部ともいわれる。出版にあたって実名で出そうということになり、その後、土師さんは実名報道を容認する判断に至った。

須磨事件をよく知らない若い記者には「この本を読んでほしい」と伝えている。

問題だったのはやはり少年法だ。戦後成立し50年間改正されなかった。須磨事件を機に改正の機運が高まり、衆議院法務委員会での土師さんの意見陳述などを経て少年法が改正され、記録の閲覧もできるようになった。今は審判廷で意見陳述もできる。少年法は被害者のために大きく変わった。

16歳未満でも刑事事件になれば、法律によって検察庁が記録を保管しており、当時の裁判記録が廃棄される問題も起きなかったはずだ。刑事事件化すれば、公開の法廷で意見を述べる機会も得られ、記録も保存されていたと思う（＝後述の霍見真一郎・神戸新聞デスク兼論説委員の講演要旨を参照）。

土師さんが法務委員会で意見陳述した後、あるテレビ局の取材を受け、淡々と心境を語ったのを思い出す。「できるだけ人には優しく接していきたい。そうすれば淳も天国で喜んでくれるのでは。人生を終えて淳のもとに行った時、胸を張って報告できる」——。そこまでの心境になられたのか、頭の下がる思いだった。また、土師さんは毎年、命日の5月24日になるとマスコミにコメントをペーパーで配布している。

一方、少年Aはどうなっているのか。遺族には少年院での報告は一切ない。20歳になれば退院の時期も近づくが、連絡はない。刑事事件では刑務所からの出所の時期などを被害者に通知する制度があるが、少年法にはない。管轄する神戸保護観察所に問い合わせてもつっけんどんな対応で、土師さんと相談し法務大臣宛てに手紙を出した。約1年後、法務省から連絡があり、土師さんご夫婦は2003年から約1年間、神戸で数回、法務省や少年院、保護観察所、地方更生保護委員会の人たちと会ったが、少年Aが少年院で更生している

かについては明確な答えはなかった。

仮退院の通知が来たのは2004年で、帰住先は近畿以外と伝えられた。少年Aは21歳になっていた。本退院までの間は保護司がいて、働いたり教育を受けたりするが、本退院した2005年1月1日以降は公的なサポートはなし。少年院で親しくなった人のサポートは一時受けていたようだが。

少年Aは本退院から10年たった2015年、「絶歌」という本を出版した。抗議したが、出版されてしまった。これも2次被害だ。現在の少年Aの居所は不明で、彼の両親も知らないようだ。名前を変えて生きているだろうと思う。

当時の担当裁判官が最後に言っている。「当裁判所は、いつの日にか少年が更生し、被害者、被害者の遺族に心からわびる日の来ることを祈っている」——。

ひょうご被害者支援センターは私と土師さんが理事として参画し、現在に至っている。皆様のご支援ご協力を得て、犯罪被害者に対して支援を尽くしていきたい。

〈講演②〉「被害者支援弁護士と歩んだ28年」

はせ まもる
土師 守 (ひょうご被害者支援センター理事)

私たちの子どもの命が奪われた事件は1997年5月24日に発生し、6月28日に当時14歳の少年が逮捕された。私たちは加害少年と、少年法をはじめとする法律に向き合うことになる。

当時は集団訴訟になるような大きな事件事故を除き、弁護士が犯罪被害者側の代理人として支援活動することはなく、支援する制度や法律も未整備状態だった。加害少年の逮捕から起訴、裁判、判決まで少年事件ゆえに経過が不明で、被害者遺族にどれほど情報が入るか全く分からなかった。



私たちの子どもの事件は激しいメディアスクラムにさらされた。私たちだけで対応するのは困難

で、少年事件であるため情報を得るのも、今後の加害少年側との交渉も難しい問題だった。信頼できる法律の専門家の助けが必要と痛感し、紹介されたのが先に講演された井関弁護士だった。

私たちはお盆明けの8月21日に妻と一緒に井関法律事務所を訪問し、それ以降28年間にわたり井関先生に支えられ進んできた。

井関先生は私たち被害者遺族の代理人を引き受けるに際し、相当悩んだのではないか。当時そういう経験のある弁護士は皆無で、マスコミ対応や加害者側との交渉、民事訴訟の提起、他にも想定外の状況が生じたときの対応など本当に手探りで進まなければいけない状況で、よく引き受けてくれたとの思いが今もある。

まず、マスコミ対応の窓口を代理人に一本化し私たちの負担は大幅に軽減された。また少年審判決定以降、節目ごとに私たちの思いをまとめたコメントを報道各社に配布するようにした。毎年、子どもの命日前にコメントを出すのが28年間続くとは思いつかなかったが。

加害少年の審判への関与と情報開示を求めていくことは当初からの重要な課題だった。しかし少年法の壁はとても厚く、神戸家庭裁判所との交渉は困難を極めた。私たちが求めた審判廷への参加と意見陳述は当然のごとく拒否され、審判廷で意見陳述できないなら、せめて判事に直接私たちの気持ちを伝えたいと交渉を重ねた。当時の担当裁判官から「公式には会えないが、話は聞きましょう」との回答があり、審判決定前に、私たち夫婦と井関先生が面会に臨んだ。画期的なことで、その判断は非常によかったと思う。

加害少年の審判は1997年10月17日に決定し、その際、審判の決定要旨がマスコミに配布された。それでも遺族に要旨が送られてくることはなかった。その後、井関先生は加害者側代理人と情

報開示に関しての交渉を重ね、ごく一部は閲覧できた。しかし代理人は閲覧できて当事者はできない。私たちは井関先生から口頭で説明を受けただけだった。

1998年8月、加害少年とその両親を相手取り民事訴訟を提起した。裁判を通し情報開示を進めるといふ大きな目的は加害者側が私たちの言い分を全て認めたので全く進展しなかった。もう一つの目的である法的責任の所在を明確にするため裁判所のお墨付きである判決がほしいと考え、裁判所からの和解申し入れを拒否し判決にこぎ着けた。

1998年9月、亡くなった子どもの名前を題名にした「淳」という手記を出版した。事件後の激しいメディアスクラムのため私は記者の方と話すことは一切拒否していた。事件発生翌年の4月、井関先生からNHKの鴨志田記者と話す機会をつくってほしいと依頼があった。会ったとき、鴨志田記者に「思いを世間に向かって伝えるべき」と言われ、自分なりに考えた。マスコミ各社などが特集を組んで報道していたが、被害者側の問題点を中心にしたものはない。被害者側の問題点や心の軌跡を扱う場合、やはり当事者からの真実の声が必要ではないか。文章は拙いとしても、私の思いを自らの文章で表現するのがいいではないか。それも単に子どもの思い出を書くだけではなく、自分が感じた疑問点について問題提起する必要があるのではと強く思った。井関先生に賛同を得て、9月に出版の運びとなった。私なりに被害者問題における重要な課題を提起できたし、気持ちの上でも一つの区切りになった。

2000年11月、少年法が初めて改正された。この年の10月に開催される衆議院法務委員会の参考人としての出席依頼があった。少年事件の被害者遺族として意見を述べたい気持ちがあり、当時

私はマスコミには顔を出していなかったので、井関先生に顔を映さないように交渉していただき、安心して意見陳述できた。

私たちは2003年5月15日から、加害男性が仮退院する2004年3月10日までに法務省矯正局教育課や関東医療少年院、関東地方更生保護委員会の方々から、加害男性について数回説明を受けた。仮退院後も本退院まで2回、法務省の地方機関である法務局の方から説明を受けた。これらの被害者遺族に対する説明は、少年事件では極めて異例で、過去にも例がなかった。これも井関先生との活動で勝ち得た結果だ。

2002年初めごろから、加害男性の仮退院が噂されるようになったが、私たち被害者遺族には、加害男性の少年院での状況など一切入ってこず、仮退院の情報を得られなかった。

状況を打開したいと井関先生に相談し、被害者遺族が声を上げることは重要だとの認識もあったので、法務省に対し真正面から情報開示を求めることにした。出所情報を求めて、私は上申書、代理人の井関先生は申出書を2002年3月下旬に法務省に提出したが、なかなか回答はなかった。

2003年5月の子どもの七回忌を前に井関先生に相談し、希望する報道各社の取材を受けることにした。取材を受ける目的の一つとして、法務省からの回答を促す圧力になってほしいという期待もあった。何社かは強い関心を示し、法務省に取材したことも後押しになったのか、突然法務省から被害者遺族に説明したいとの連絡が井関先生のもとにあった。

2003年10月7日の法務省からの3回目の説明

の日は加害少年の仮退院当日だったが、遺族に仮退院情報を伝えるとの確約を得た。この意義は本当に大きいものだと思う。当時は少年事件に係る情報開示は非常に困難で、これほどの成果を得ることができたのは代理人として活動していただいた弁護士の方々が、私たちの思いを第一に考えて行動してくれたことが最も大きい。

神戸家裁で一連の事件記録が廃棄されていたことが、2022年10月20日付神戸新聞朝刊の記事で明るみに出た（＝後述の霍見真一郎・神戸新聞デスク兼論説委員の講演要旨を参照）。そのひと月ほど前、この後講演される霍見さんから連絡を受けて事実を知らされた。一瞬理解が追いつかなかった。重要な記録は裁判、審判に必要なだけでなく、歴史の重大な証拠だから廃棄はあり得ないと当然のように考えていた。

井関先生からすぐに連絡があり、対応を相談し、神戸家裁にすぐ要望書を提出することを決め、詳細な調査を要望。その後、報道各社が追随し、大きな問題となった。最高裁からの意見聴取が決定した時には、井関先生はひょうご被害者支援センター理事の河瀬弁護士を加え、さらに三宅弁護士にも代理人をお願いして万全の体制で臨んだ。

その結果、最高裁は記録の廃棄について謝罪し、2025年度から新たな保存制度に移行された。画期的な成果といえる。被害者遺族の気持ちに寄り添う、井関先生をはじめとする弁護士の先生方の支援があつてこそその結果だ。

井関先生は犯罪被害者遺族の代理人の先駆けとして試行錯誤し道なき道を切り開き、私たちと歩み続けていただいた。ありがとうございました。

〈講演〉「生きた証し — 失われた事件記録」

つるみ 眞一郎 氏（神戸新聞 報道部デスク兼論説委員）



私の取材経験を話すことで理解の助けになればと思う。神戸新聞社に入社してから一貫して調査報道に力を入れ、今回の少年事件記録の廃棄は司法制度の改革にもつながった。「何が失われたのか」を考えることが重要と思う。

私が危機感を抱くのは、事件記録廃棄報道の端緒になった神戸連続児童殺傷事件が今取材現場の最前線にいる記者たちにうまく伝わっていないのではということ。事件を知らない世代が増えている中で法的記録が全て失われた。紙が捨てられたということ以上の意味があるのではないか。

1997年に事件は起きた。事件に詳しい弁護士は戦後最大の少年事件と呼び、「少年A」「酒鬼薔薇聖斗（サカキバラセイト）」「心の闇」——。さまざまなキーワードが生まれた。

5人の被害者はいずれも子どもだった。2月10日、神戸市須磨区で小6女子2人がショックレスハンマーで頭部を殴られ1人が軽傷を負ったが、弊紙も含めてほぼ全てのメディアが報じなかった。ここを見落としてしまったために3月に事件が起こる。小学4年の山下彩花さんが頭部を

金槌で殴られて重体となり、1週間後に亡くなった。直後に別の小学3年女児も腹部を刃物で刺され重傷を負う。

そして5月24日、小学6年の土師淳君が行方不明となり、3日後にご遺体が見つかり、6月4日、神戸新聞社に犯行声明が届く。真っ赤な字で書かれた文章で、夜中に記者を集めて説明会が開かれた。

兵庫県警が顔見知りの中学3年生を逮捕したのは、6月28日だった。

1997年当時の少年法は、刑罰の対象年齢は16歳以上。逮捕された少年Aは14歳。刑罰に問えず起訴できない。衝撃的な犯行に少年法改正のうねりがどんどん高まり、2001年、2007年、2008年、2014年と変わってきた。2001年の改正は刑罰の対象年齢を16歳以上から14歳以上にした。さらに2022年の改正法は、18～19歳を「特定少年」と定義した。矯正教育よりも刑事手続きに乗せる対象事件を増やした。

同じ2022年、少年法改正の源流となったこの事件の公的記録すべてが誰にも知られず廃棄されていることが分かった。

弊紙で事件記録廃棄を報道してから「なぜ廃棄が分かったんですか」とよく聞かれる。しかし私は疑うことなく、あの事件記録は神戸家裁に残されていると信じていた。

廃棄されたのは10年以上前。報道後に判明した廃棄日は2011年2月28日だった。そして、少年Aが書いた手記「絶歌」の出版が2015年、週

刊文春が追跡した少年Aの近影撮影が2016年、事件から20年の節目の2017年にも数多くの記事が出たが、この間、事件記録の存否は誰も報じなかった。私もその一人。私がこの記録廃棄について当時取材していれば捨てられなかったかもという思いが今もある。

廃棄の前年（2010年）の神戸地裁は、司法制度改革の象徴的舞台だった。明石歩道橋事故、JR福知山線脱線事故のJR歴代3社長について検察が起訴しなかったが、市民が入った検察審査会が2度起訴すべきとしたため強制起訴された事案だった。全国から注目され、地裁記者クラブは連日超満員だった。

その中で記録はひっそりと廃棄された。それから10年——。2021年、私は医療科学を担当していたが、2022年の神戸連続児童殺傷事件から25年の節目の年に向け、何らかの長期連載をすべきと私から提案した。

これに対し、当時の報道部長は、少年法と連続児童殺傷事件で年間連載をするように命じた。

事件記録廃棄のヒントになったのは、取り調べをした主任検事を扱った連載第2部。検事は「未成熟な少年なので、なぜ事件を起こしたか、自分でも分からないところがあったはず。取り調べは家裁の審判資料にすることを意識した。供述が嘘か本当かを見極める捜査じゃなかった」と話した。

相対的に事件を検証したい思いが募った。加害少年側にフォーカスすると、更生の重要性を指摘することになる。被害者側に寄り添えば、厳罰化の必要性を唱える人も多い。だから記事は両論併記が続いてきたが、事件記録を閲覧できたらもっと検証できるのではと考えた。

そこで、神戸家裁に非公開のものを公開請求したらどうなるかを尋ねた。2～3カ月後にあった回答は「神戸連続児童殺傷事件の少年保護事件記

録は廃棄済みのため、閲覧または謄写することはできない」というものだった。ただ、最高裁の内規に長期的に保存する例示として、社会の耳目を集めた事件などという具体例が列挙されていた一。

それならば、と最高裁への取材を開始したが、逃げ続けられ、うやむやにして全く相手にされなかった。しかし、廃棄はミスなのかシステムに起因するののかという疑問がわく。全国各地の裁判所に同じような事案がないかどうか調査し、記録廃棄の可否を確認する必要がある。事件担当デスクに相談し、腹をくくって調べることになった。1カ月間調べた結果、同じように廃棄されていたり、保存延長という別の形を取っていたり、永久保存していたところもあった。

記事の1本目は初報、2本目は翌日の朝刊1面で全国の状況を伝えた。3本目は翌々日、最高裁が永久保存していたのはたった7件だったということ伝えた。1年間に1万件ほど保護処分が出され、その1万件が何十年分もたまっているにもかかわらず永久保存は7件。つまり少年事件記録の99%以上を機械的に廃棄するシステムだと分かった。

被害者遺族にとって「なぜ、自分の家族が被害に遭ったのか」を知る唯一無二の大切な文書だ。東京で記者会見した土師守さんは、「子どもが生きて証しを奪われた」と話した。そして全国各地のマスコミが調べた結果、52件廃棄されている事件が見つかった。

最高裁が動く——。2022年11月10日、初報から3週間ぐらいたって、ようやく調査が開始された。最高裁は全国の裁判所で記録の廃棄を止める。さらに最高裁の有識者委員会がこの事案を調査し、私は幾度となく会見に足を運び、記事にした。

その翌日は日弁連や有識者を回って最高裁に圧

力をかけていった。後輩の取材によって、記録を廃棄した担当者が「私が判を押した」というところまで迫った。そして、初報から約7カ月後、最高裁が謝罪した。

裁判所が記録を廃棄した理由の1つ目はそもそも保存場所がない。日本の国立公文書館の施設は今2施設しかない。全国の裁判所が1年間に保存する記録は背表紙の厚みだけで21～25kmに上るが、そのうち99%以上が永久保存されず捨てられていた。過去に内閣総理大臣と最高裁長官が「歴史資料として重要な判決文書は公文書館で保存する」との申し合わせもあったが、少年事件は外れていた。

2つ目は少年法の存在。最高裁の聞き取り調査でも「少年保護の見地から、当然終わった記録は廃棄すべき」と話した弁護士もいた。

「なぜ、デジタル化して全部保存しないのか」との意見をよく聞く。過去には事件記録をデジタル保存した取り組みがあった。30年ほど前、明治期以来の民事判決原本が一斉に捨てられる危機に陥ったことがある。東大副学長をされた方々が呼びかけ、全国の国立大学が立ち上がり、約3万6千冊を公文書館に移管することになった。そして55万件のデータベースを作成した。ただし、デジタル保存には高いハードルがある。ランサムウェアがはやりだが、いったんデータが流出してしまえば元には戻らない。

しかし少年事件記録を残す意味は非常に大きい。事件記録がなくなって以降、「少年Aは冤罪だ」という陰謀論さえ生まれた。記録はデータの山であって、研究者にとっても大きな意味をもつ。

記録廃棄の謝罪会見で、最高裁の総務局長は深々と15秒間頭を下げた。この事案は、これまで連綿と続いてきた記者の反省と蓄積、全国各地の記者たちが連携する力が合わさってシステムに起因することを浮かび上がらせた、これが大きかったのではないかと。

その後も私はこの問題を追っている。兵庫県内の歴史的訴訟が5件、永久保存されていたことも記事化した。一方、震災の訴訟記録はすべて廃棄されていることも分かった。裁判所も記録廃棄を停止して以来、いろんな取り組みを始動させている。なんとか永久保存を増やそうと、あの手この手で今変わっていかようとしている。

長く取材してきたが、あれだけ頑なだった最高裁が一転して態度を軟化させた舞台裏は、間接的には分かるものの正直取材できていない。さらには記録の利活用や電子化の展望についても取材が十分ではない。

私は地方紙の記者だが、単なる紙であっても、情報を載せると最高裁さえ動く。そういう仕事をわれわれは懸命にやっている。

若いころ、私は「新聞を破ると血が流れると思え」と教わった。言葉には力があって、紙には人々の命が載っている。剣よりも強いペンの力は、最高裁という権力さえも動かす。一方で、一人の人間を深く傷つける。マスコミへの厳しい指摘はそういうことだ。深く受け止めたい。

それでも新聞記者は人間を書いていくべきだ。言葉の力を信じてひたすらに書いていくべきだ。情報に命をつなぎ止める。それが記者の仕事であり、地方紙記者の心だと信じている。

〈鼎談〉

つるみ しいちろう 氏 ・ いせき ゆうじ 氏 ・ はせ まもる 氏
霍見 真一郎 氏 ・ 井関 勇司 氏 ・ 土師 守 氏

コーディネーター：いえき よしたか 氏
家木 祥孝 氏

(ひょうご被害者支援センター理事・弁護士)



家木 少年事件に関する裁判記録活用の意義や将来展望について議論を深めたい。



家木 氏

井関 少年事件の記録は非公開だが、現在、被害者は3年間だけ捜査記録を閲覧できるので、その間に謄写（コピー）する必要がある。ただし、社会記録は閲覧できない。

記録はそこに存在していることが大事だ。閲覧は限定的だが、命を奪われた被害者の「生きた証し」が残されていることに意義がある。歴史的な事件や社会的な事件、社会を震撼させた事件について、法改正でいつの日か、被害者遺族も研究者も閲覧できるかもという期待感ももてる。そして記録自体に価値がある。文藝春秋が、盗難に遭った少年Aの検事調書を掲載したのは価値があったからだ。

土師 重要事件の記録は裁判に使用するだけでなく、歴史の重要な1ページであり、国民の財産である。廃棄を知ったとき驚愕したが、最高裁による謝罪と新たな保存方法の先で保存した資料をどう活用するかが問われる。

2020年の少年法改正で記録の一部を閲覧できるようになったが、遡及されなかった。被害者遺族は「なぜ、自分たちの子どもが命を奪われなければならなかったのか」と一生問い続けていく。記録を閲覧することで、その答えに近づくことができるのではないかと。やはり裁判記録の活用の中

で最も重要なのは被害者遺族への開示だと思う。事件記録は遺族にとっては子どもの最後の状況の記録——「生きた証し」だ。

次に重要なのは研究目的での活用で、今後発生する事件との比較検討も含め、犯人の思考や行動パターンを研究するのに欠かせない。犯罪を未然に防ぐのに有効で、被害者対応や捜査方法にも変化をもたらす可能性があると思える。

霍見 利活用の道筋が見通せないと、せっかくの保存の機運が消えてしまうのではないかと。加害者が冤罪を訴えた場合、事件記録を見れば誤りが見つかることもあると思う。加害者側も事件記録は重要だ。

今後、メディアは厳しい時代に向かう。SNS（交流サイト）で情報が飛び交い、事件の実態が見通しづらくなる。事件直後、捜査関係者から間接的に聞く情報は本当に正しいかどうか。研究者と同様、報道陣も記録を検証することが求められるのではないかと。



霍見 氏

家木 事件記録の活用に関する現状分析と、第三者の閲覧を含む将来の可能性について。

井関 法改正で第三者などが閲覧・謄写できるようになった場合、一つは裁判所に近い人が閲覧できれば、少年院で行う少年の矯正教育のときに家裁の審判記録を活用できる。成人になった少年が同様の事件を起こしたとき、裁判所が前の事件を知り、どうすれば再犯防止できたかの資料となる。

再犯防止のため裁判官や学識者が研究会を組織し記録を検証することもできるのでは。

記録を被害者支援にも活用できる。遺族はせめて「どんな最期を迎えたのか」は知りたい。

霍見 日本には裁判記録の保存場所がほとんどない中で、デジタル化がキーワードになる。流出や改ざん、消去の危険性を乗り越え、記録を利活用できるか。

アーキビスト（公文書館などで、歴史的価値のある公文書や記録を収集・整理・保存・管理し、将来にわたって利用できるようにする専門家）も含めた専門家に取材すると、公文書を含む重要文書は古くから改ざんされてきた歴史があり、特にデジタル化はその危険が付きまとう。記録媒体の変化を含め、新しい技術にも対応しないといけない。課題は多い。

そして何より大事なのは、一人一人が記録保存に関心をもつことだ。「これは保存した方がいい」と思う案件について裁判所に連絡する、閲覧してみる——。そういうことを1人でも多くの人を取り組めば機運は高まり、保存や場所の確保、デジタル化の見通しなどにつながっていくのではないかと思う。

土師 事件記録の保存方法や場所については多くの課題がある。デジタル化はデータの真正性を保つことが重要だが、サーバーの設置場所が必要で、保存する場所の増設は避けられないだろう。

まずは、現時点でほとんど開示されていない資料の開示を進めてほしい。保存した資料は活用する方向に転換し、どのような形でどのような時期に開示するかを考えたい。アメリカでは国家機密もある程度時期がたて



土師氏

ば開示され、事件記録も研究含めてよく活用され、成果も挙げているようだ。同じことを日本でできない理由はない。

特に被害者遺族に対しては早期開示が被害者支援の観点で重要ではないか。研究も早期から研究材料にすれば再発防止に役立つ。事件記録の活用は国民にとって有益であり、ある程度の年月が過ぎれば歴史の1ページとして、原則開示すべきだ。

井関 デジタル化について。民事判決の原本は明治以降、国立公文書館に永久保存されている。以前、その判決原本のデジ



井関氏

タル化を進めようとして10年間で明治23年までの約20年分だけしかできていない。資金が足りないし、労力もない。国家予算は約100兆円のうち司法予算は年間3千億円（0.03%）しかない。そんな状況でデジタル化にも困難が付きまとう。

家木 最後に、本シンポジウムにおけるひょうご被害者支援センターからの提言をお願いしたい。

井関 少年事件の重要な記録が相当数廃棄されたのは本当に残念だった。少年事件の記録保存は法律ではなくて、最高裁の規則と通達でやっている。だから簡単に廃棄された感をぬぐえない。刑事事件の記録は、検察庁が法律で管理保存している。最高裁が「国民の財産」と言う以上、規則ではなくて法律で規定してほしい。予算も、先ほど司法予算が3千億円と言ったが、子ども家庭庁の予算は7兆円。しっかり予算獲得してほしい。

犯罪被害者等基本法に「国は被害者支援のために調査研究し、内外の情報を収集し活用すべき」とある。被害者支援を考えると、国が「被害者庁」を設立し、事件記録の検証や研究、さらには経済的な支援などあらゆる支援を行ってほしい。

犯罪被害者週間における広報啓発活動

「犯罪被害者等基本法」の成立が2004年12月1日であることから、毎年11月25日から12月1日の1週間が「犯罪被害者週間」と定められています。

この週間を中心に犯罪被害者等がおかれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるための広報啓発事業を集中的に実施しています。

神戸市



芦屋市



尼崎市



加古川市



宝塚市



川西市・川西署



伊丹市



犯罪被害者支援・ホンデリング窓口の様子

兵庫県警・兵庫県・神戸市・JR西日本・ひょうご被害者支援センター



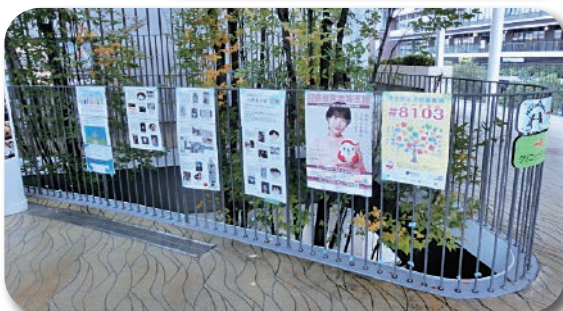
三田市・三田署



兵庫署



西宮署



高砂署



身近にできる社会貢献活動

❖ 金券de支援 ～金券のご寄付が被害者支援活動に～

商品券、古い記念切手や葉書、テレカ、図書カード、旅行券、ビール券、株主優待券（飛行機・鉄道・飲食・レジャー・買い物）などの金券のご寄付をお願いします。



❖ ホンデリング

～本で支援の輪（リング）が広がってほしいという願い～

読み終わった不用な本、CD、DVDのご寄付をお願いします。



❖ クリック募金

ひょうご被害者支援センターのホームページにバナー広告を掲載いただき、バナーへのクリック数に応じてご寄付をいただいています。



❖ マンスリーサポーター

毎月定額をクレジットカード決済でご支援いただく継続的なサポーター制度です。



❖ ポスター掲示

県民の皆様に、センターのことを知っていただくため、町内の掲示板や公共の建物等でのポスター掲示にご協力をお願いします。団体・個人を問いません。サイズをご確認の上、事務局へ連絡いただければ送付いたします。

ポスターサイズ（単位mm）
大=A2版（縦594×横420）
中=B3版（縦515×横364）
小=A4版（縦297×横210）



「よりそい」のポスターは中・小サイズのみのご覧となります。

❖ 社会貢献型自動販売機

売上の一部が社会貢献活動への寄付になる自動販売機です。地域住民や社員・職員など誰もが使う機会のある身近な自動販売機で社会貢献に取り組むことができます。



❖ 募金箱の設置

募金箱の設置をしていただけるお店や企業等のご協力をお願いします。

❖ 遺贈寄付

私の遺産、父母等の遺産の一部を犯罪被害者やそのご家族の支援活動に活かしたい。そんなあなたの想いを、ひょうご被害者支援センター事務局にお気軽にご相談ください。



◎賛助金、寄付金のお支払いにクレジットカード・PayPayがご利用いただけます

賛助会費はセンターの運営に使わせていただきます
寄付金は被害者支援活動に使わせていただきます

賛助会員 (年会費)	個人 一口 1,000円 (何口でも可)	銀行振込やクレジットカード・PayPayでのお支払は、 ホームページ【ひょうご被害者】 Q検索 から手続きをお願いします。
	団体 一口 10,000円 (何口でも可)	
寄付金	寄付金はいくらからでも結構です	

●賛助会費・寄付金は税制上の優遇措置（所得控除、または税額控除）の対象です。

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター電話相談

犯罪被害全般

なやみみんな
☎078-367-7833

月・火・木・金 午前10時～午後4時
祝日・8/12～16・12/28～1/4は除く

性暴力被害専用 ワンストップ支援センター
ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」

なやみなし
☎078-367-7874

月・火・水・木・金 午前9時～午後5時
土・日・祝日・12/29～1/3は除く

開設時間以外は、夜間休日対応コールセンター（国設置）に自動転送されます。



兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口

ぜろなやみ
☎078-360-0783

平日 午前9時～午後5時
土・日・祝日・年末年始は除く



発行日：2026年1月
発行者：公益社団法人
ひょうご被害者支援センター
事務局：TEL 078-362-7512
URL：https://supporthyogo.org

編集
後記

今号は昨年11月に開催したシンポジウムの概要を中心に編集しました。皆さまにはあらためて、犯罪被害者等の状況と、被害者支援における課題や途切れない活動の必要性を再認識いただく機会になれば幸いです。

広報委員一同